

選考試験 専門記述式問題（学芸員（日本美術史）／博物館学）

問題 1

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の制定から約 70 年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能が多様化・高度化していることを踏まえ、令和 4 年 4 月に「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、令和 5 年 4 月 1 日から新たな制度に移行した。このことについて、次の問いに答えなさい。

- (1) 改正前の博物館法第 1 条では、「この法律は、社会教育法<sup>a</sup>の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の（①）、（②）及び（③）の発展に寄与することを目的とする。」とされていたが、改正後は社会教育法のほか、別の法律の精神にも基づくとされた。

この下線部 a の法律名及び上記空欄①～③に当てはまる語句を、次の(ア)～(ソ)から選択し、記号で答えなさい。

(ア)生涯学習振興法	(イ)文化芸術基本法	(ウ)文化財保護法	(エ)学校教育法
(オ)科学技術基本法	(カ)教養	(キ)文化	(ク)知識
(ケ)教育	(コ)国際交流	(サ)芸術	(シ)科学
(ス)福祉	(セ)学術	(ソ)研究	

- (2) (1) の下線部「別の法律」について、なぜこの法律を明記することとなったのかを説明しなさい。なお、解答に当たっては、法律の精神の内容及び令和元年の国際博物館会議京都大会における全体テーマ「Museums As Cultural Hubs : The Future of Tradition」に關与していることにも触れること。

- (3) 改正前の博物館法第 3 条においては、「他の博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと」（第 1 項第 10 号）とされていたが、これに加えて、改正後の同法第 3 条第 1 項及び第 2 項では新たなことを明文化している。それはどのようなことであるか説明しなさい。

- (4) 改正後の博物館法第 3 条第 3 項において、「博物館は、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における（①）、（②）及び（③）の振興、（④）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるもの」とされている。空欄④に当てはまる語句を記述し、その語句の内容について説明しなさい。

〔注〕空欄①②③は、上記（1）の空欄①②③と同じ語句である。

問題 2

博物館資料を取り扱うに当たっては、その材質、保存状態等を踏まえなければならない。そこで、あなたが日本美術（古美術）を展示する場合に留意すべきこと（展示技術、展示環境等）について、具体的に作例（例：法隆寺金堂釈迦三尊像、俵屋宗達筆風神雷神図屏風、法隆寺玉虫厨子など）を一つ挙げて説明しなさい。